

<<< テント倉庫とは、建築基準法で認められた膜構造建築物です >>>

膜構造物は一般建築と同様地域で定められた、風速・積雪荷重に対する構造が求められます。しかしテント倉庫用途の規定（国土交通省告示第667号）に適合した膜構造物は設計風速の低減規定を受け、よりコストメリットが出やすいかたちで設計・施工が可能です

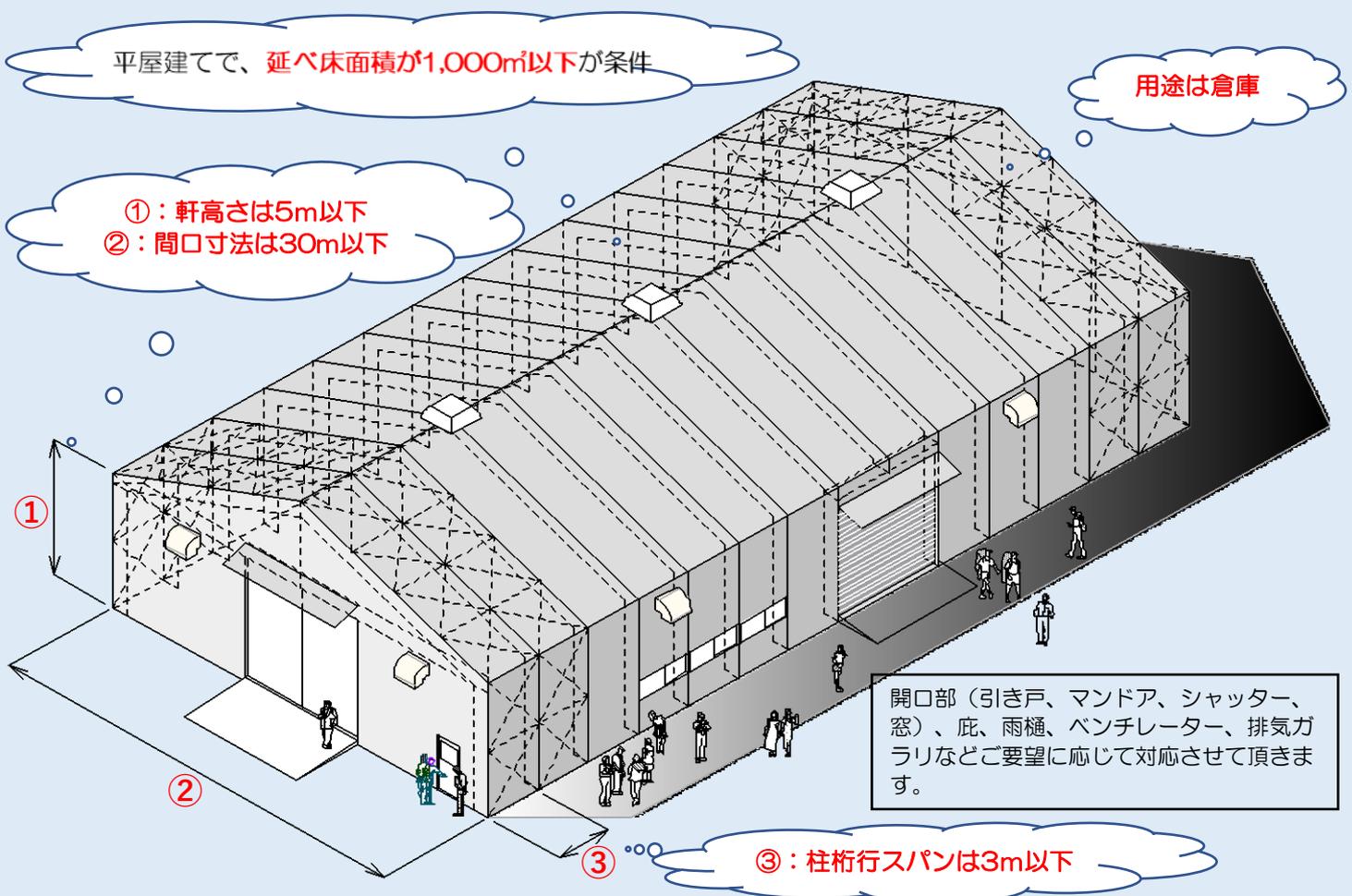


従来利用されている金属板仕上げ等の倉庫では得られないメリットがこの「テント倉庫」にはあります。

国土交通省告示667号に適合のテント倉庫は**長期使用に耐え得る高強度設計**です。高強度を保ちながらも、**大幅なローコスト**と市場動向に**素早く対応できる短工期**を実現しました。大切な製品や資材を守り、搬入・搬出が容易な（開閉式）合理的な設計。多種多様な内容物に対応します。また仕上げ材に膜材料を使用することで、非常に**軽量化**が図れます。

株式会社 TRA・K はお客様の要望に応え、責任施工で対応させていただきます。

国土交通省告示第667号に則った一般的なテント倉庫イメージ図（目安）



【使用膜材料について】

膜材料につきましては、国土交通省から建築材料認定を取得し、各シーンに応じた要求性能、要求品質を満たす為、各種取り揃えております。

概算コストの算出、技術的（建築確認申請関係、構造計算など）又は施工、納期、使用材料等について、ご不明点がございましたら何なりとご相談ください。迅速に対応させていただきます。

テント倉庫・・・「膜材料」を用いた倉庫

【テント倉庫用途で施工された事例】



【テント倉庫用途以外の用途で施工された事例】 国土交通省告示第666号に則った膜構造建築

